

令和 6 年 12 月農業委員会総会 議事録

開催日時 令和 6 年 12 月 2 日（月）午前 9 時 30 分～

開催場所 橋本市民会館 2 階 第 1 会議室

出席委員

（農業委員）

1 番	石井 政英	○	2 番	田中 里美	◎	3 番	平田 敬二	◎
4 番	林 義文	○	5 番	米坂 佳久	○	6 番	大西 敏夫	×
7 番	窪田 裕	×	8 番	藤田 和久	○	9 番	織田 利治	○
10 番	廣田 征男	○	11 番	池田 泰子	○			

（農地利用最適化推進委員）

橋本	山本 裕之	×	山田	北垣 利章	○	山田	森 賢治	×
紀見	山本 良平	○	紀見	鷺之上雅永	○	隅田	中岡 耕二	○
隅田	前田 長正	○	恋野	田中 祥博	○	学文路	古川 好美	○
学文路	山本 治生	○	高野口	大矢 泰弘	○	応其	山本 勝彦	○
信太	木村 敏行	○	信太	中芝 道雄	○			

議事録署名委員 ※上記表中の「◎」

書 記 橋本市農業委員会事務局

- 議 案
- 議案第 1 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
中間管理事業（7 件）
 - 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（4 件）
 - 議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（3 件）
 - 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（2 件）
 - 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分の取消願いについて（1 件）
 - 議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて（1 件）

傍聴人 なし

(開会)

事務局 ただいまから令和 6 年 12 月農業委員会総会を開催します。
会長より挨拶の後、会議規則により議事の進行をお願いします。

会長 －会長挨拶－

議長 議案の審議に先立ち、議事録署名委員の選任を行います。
議席番号 2 番 田中 里美 委員
議席番号 3 番 平田 敬二 委員を指名します。
書記には、事務局職員を指名します。

(議案第 1 号 農用地利用集積計画 (案) の決定について)

議長 議事に入ります。本総会で審議します案件は、提出議案 6 件です。議案第 1 号「農地利用集積計画 (案) の決定について」を議題とします。事務局より説明してください。

事務局 議案第 1 号について議案書を基に説明

議長 中間管理機構分の 1 番、2 番の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」に該当するため関係委員は一時退席の上、審議、採決し、その後、その他の案件について一括審議、一括採決します。
まず、1 番、2 番の案件について審議、採決を行いますので私は一時退席し、議長は廣田職務代理にお願いします。

議長 それでは、1 番、2 番の案件に追加説明があれば、事務局からお願いします。

(廣田職務代理)

事務局 当該案件については適切妥当と判断しており事務局からの意見はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないのでお諮りします。1 番案件 2 番案件について、承認することにご異議ありませんか。

(廣田職務代理)

委員 異議なし。

議長 審議が終了しましたので、池田委員は入室してください。池田委員、原案のとおり採決しました。

(廣田職務代理)

議長 議案 3 番から 7 番の案件について、ご意見ご質問等ありましたらお願いします。
ないのでお諮りします。議案 3 番から 7 番の案件について承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 2 号について議案書を基に説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

米坂委員 ●提出番号 1 番
高齡のために、維持管理が困難な譲渡人と規模拡大をしようとしていた譲受人との間で話がまとまりました。現地も確認しましたが、耕作地として使用できる状況であり、水利組合の同意書もあり問題はないと判断しました。

石井委員 ●提出番号 2 番
農用地は圃場事業により改善された農地であり、何も問題はありません。

山本治生委員 ●提出番号 3 番
11 月 20 日に廣田委員と現場を確認いたしました。2 筆については、すでに野菜が作られていました。1 筆については、傾斜地にある柿畑で草刈りもされていない状態でしたが、本人はそれを承知で譲受されており、意欲的に取り組んで行かれるとのことでした。問題はありません。

廣田委員 傾斜地にある柿畑については私も本人に確認しました。今後、果樹を作る予定ときいております。問題はありません。

池田委員 ●提出番号 4 番
譲渡人と譲受人は兄弟です。相続の時に譲受人が遠方に住んでおり、譲渡人が相続しました。今回、譲受人が実家に戻られて、農業されるそうです。少し耕作しにくい農地ではありますが、一生懸命されるそうです。問題はありません。

木村委員 ●提出番号 4 番
嵯峨谷地区の現場を確認しました。柿畑ですが、数年前から耕作されておらず農業をするには、急傾斜地で相当厳しい条件ですが、譲受人の意欲は十分にあると行政書士から聞いています。問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。

廣田委員 2 番の案件で、圃場事業で造成した農地と説明がありましたが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等、譲渡することに問題はないのですか。

事務局 当該地は、圃場整備を行い、農地を区画整理した上で綺麗に整地されています。今回は所有権移転が行われますが、農地を農地とし

て引き続き利用するので、特に問題ないと考えています。

議長 他にご質問ご意見等ありませんか。ないようですので、お諮りします。議案第 2 号の案件について、許可することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

(議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 3 号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

藤田委員 ●提出番号 1 番

進入道路、また排水については汚水、雑排水、雨水の処理も問題ないことを確認しました。何も問題はありません。

米坂委員 ●提出番号 2 番

現況の田から、その一部を進入路の拡幅、駐車場の新設を行う際に農地転用の許可を取らずに工事を進めたことに対し、本人は大変反省していました。また、同じ田の全面に砂利が敷詰められていたので除去するようお願いしたところ、すぐに対応するとのことでした。問題はありません。

山本勝彦 ●提出番号 3 番

委員 林委員と一緒に申請人とお会いして確認しました。何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないのでお諮りします。議案第 3 号について本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

委員 異議なし。

(議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について)

事務局 議案第 4 号について議案書を基に説明

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

中芝委員 ●提出番号 1 番

譲渡人と譲受人は夫婦です。譲受人の名義で住宅を建てるとのこと。この農地は道路に隣接した隅にあり、近隣農地への影響はないと判断しています。特に問題はありません。

山本勝彦 ●提出番号 2 番

委員 現地を見てきましたが、特に問題はありません。

議長 ただいまの説明について、ご意見ご質問等ありませんか。

廣田委員 農業委員会定例会において農業委員の職務と推進委員の職務の違いについて説明します。現地で調査したことの説明は推進委員で問題ありませんが、最終的な採決の判断は農業委員でないと出来ないことになっています。農業委員会定例会では農業委員から最終採決の説明をお願いします。

林委員 何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 4 号について本件を承諾することにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可処分 of 取消願について)

事務局 議案第 5 号について議案書に基づいて説明。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようなのでお諮りします。議案第 5 号について本件の許可を取り消しとすることにご異議ありませんか。

委員 異議なし

(議案第 6 号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について)

事務局 議案第 6 号について議案書に基づいて説明。

議長 担当委員より調査結果の報告をお願いします。

藤田委員 ●提出番号 1 番

問題なく耕作されております。何も問題はありません。

議長 ただいまの説明に対してご意見ご質問等はありませんか。ないようですので、お諮りします。議案第 6 号について、本件を承認することにご異議ありませんか。

委員 異議なし。

議長 本日も出席の委員の皆様から、提案事項等があればお願いします。

鷺之上委員 農用地利用状況調査が終わりました。担当区域は紀見、細川、境原、杉尾です。紀見は居住しているので農地の状況は把握しており調査は早く終わりました。しかし、細川、境原、杉尾は山間部が非常に多く、土地勘もないので非常に大変でした。

今後、山間部の多い農地については該当地区から調査員を出すようにしないと正確なデータは収集できないと思います。次年度以降

の検討をお願いします。

池田委員 農業委員が山間部を 100%調査するのは無理だと思います。私も山間部の調査は大変苦勞しました。自身が危険のない範囲で調査いただけたらと思います。

事務局 山間部調査の大変さは他の委員からも聞いています。調査員の増加については予算との関係から今後の課題にさせていただきます。山間部で長い間耕作されていない農地は所有者に山林等に地目を変更することにより、調査困難な農地が減少して、農業委員の負担軽減になると思いますので、所有者にお会いする機会があればお願いします。車も人も入れない危険な山間部、傾斜地の調査は自身の安全第一で、無理な調査はしないでください。

鷺之上委員 橋本市の農政がしっかり対応しないと農地の正確なデータ取得は難しいと思います。

事務局 いただいたご意見は事務局に持ち帰り、検討します。
(閉会)

議長 以上で本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了しました。

令和 6 年 12 月、農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により記名押印する。

橋本市農業委員会	議長（会長）	池田 泰子	印
	署名委員	田中 里美	印
	署名委員	平田 敬二	印